

村の未来を担う若者を応援

奨学金の返還 を支援します

**令和7年度より新たに
日本学生支援機構 第二種奨学金
が対象となります**



最大 年額 180,000 円まで助成

天栄村奨学金返還支援事業補助金

村では、人口減少対策の一つとして、天栄村の将来を担う若者の定住を促進するため、働きながら奨学金を返還している若者の返還費用の一部を助成します。

対象者

次のいずれにも該当する方が対象です。

- ① 独立行政法人日本学生支援機構（第一種、第二種）または福島県奨学資金等の貸与を受け、その返還を行っている。
- ② 奨学金の返還に際し、他の助成を受けていない。
- ③ 村内に居住し（住所有り）、5年以上継続して村内に定住する予定である。
- ④ 正規雇用（公務員を除く）で就業しており、継続して勤務予定である。
- ⑤ 世帯全員が村税等の滞納がない。

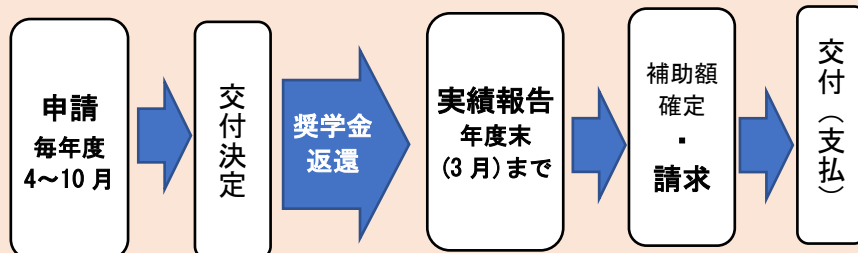
補助の内容

12年間（144月）を上限として、毎年度返還した奨学金の額を助成します。
（補助上限額 毎年度 18万円）



在学中に奨学金貸与を受け、
卒業後、村内に定住し、
就業（正規）をした方

奨学金返還支援事業補助金 補助までの流れ



申請受付期間 毎年度4月1日～10月31日

【問い合わせ先】天栄村役場企画政策課 電話0248-82-2333